

明石市事業者用太陽光発電システム導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有し、当該事業所等に太陽光発電システムを設置する者等に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業所等で使用するエネルギーの効率化を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、発電された電力が主として当該設備を設置する事業所等の用に供されるものをいう。
- (2) 事業者 市内で市民活動を行う団体又は事業活動を行う者若しくは団体をいう。
- (3) PPA事業者 他の事業者が本市の区域内に有する事業所等に太陽光発電システムを設置し、当該他の事業者に代わり同システムの維持及び管理を行う者又は団体をいう。

(対象設備)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当する太陽光発電システムとする。

- (1) 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方の合計値（以下「最大出力」という。）が10kW以上であること。
- (2) 事業所等に設置する日前において未使用であること。
- (3) 過去に補助金又は本市の他の制度に基づく助成を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下この項において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業者 第6条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行った日の属する年度（以下「対象年度」という。）の3月10日までに本市の区域内に有する事業所等に自らの費用により対象設備を設置すること。
- (2) PPA事業者 次のア及びイに掲げる要件

ア 対象年度の3月10日までに他の事業者が本市の区域内に有する事業所等に自らの費用により対象設備を設置すること。

イ 第11条第2項の規定により交付を受けた補助金の額に相当する額（第6条第9号において「補助金額相当額」という。）を、対象設備によって発電された電力の販売代金の減額その他の市長が適当と認める方法により当該対象設備を設置する事業所等に係る事業者（第6条第9号において「運営事業者」という。）に還元すること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象設備の最大出力（小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に50,000円を乗じて得た額とし、1,000,000円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 対象設備の設置工事に係る請負契約書の写しその他の対象設備の設置に係る経費の内訳が分かる書類

（3） 対象設備を設置する事業所等の位置図

（4） 対象設備の設置場所が分かる図面

（5） 対象設備の設置工事に係る着手前の現況を示すカラー写真

（6） 対象設備の技術仕様が確認できる書類

（7） 対象設備によって発電された電力の全量を販売しない旨等を明記した誓約書

（8） 交付申請を行った日前3か月以内に発行された申請者に係る定款及び登記事項証明書（申請者が法人でない場合にあつては、申請者が事業者又はPPA事業者であることが分かる書類）

（9） 補助金額相当額を運営事業者へ還元する方法を示す書類（PPA事業者が交付申請を行う場合に限る。）

（10） その他市長が必要と認める書類

2 同一の補助対象者が行う交付申請は、1年度につき1回を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、交付申請を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否

を決定し、その結果を補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助交付決定者」という。)は、当該交付の決定に係る交付申請の内容を変更しようとする場合は、変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、当該補助事業の変更を承認したときは、その旨を変更承認通知書により、補助交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第9条 補助交付決定者は、対象設備の設置を中止するときは、速やかに中止届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助交付決定者は、対象設備を設置したときは、当該設備を設置した日の翌日から起算して30日を経過した日又は対象年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 当該設備の設置工事に係る領収書の写しその他の当該設備の設置に係る費用の金額を証明する書類

(3) 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真

(4) 当該設備の品質保証書の写し

(5) 太陽光発電モジュールの製造業者が発行する出力対比表及び製造番号表の写し

(6) 当該設備の設置工事に係る請負契約書又は対象設備の売買に係る契約書の写し(第6条の規定により当該契約書の写しを提出している場合を除く。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、当該補助交付決定者からの請求に基づき、前項の規定により確定した

補助金を交付する。

3 前項の請求は、補助金請求書により行うものとする。

(設備の管理)

第12条 補助金交付決定者は、対象設備を設置した日から起算して6年間(以下「管理年数」という。)善良なる管理者の注意をもって当該対象設備を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助金交付決定者は、管理年数の期間内において、対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金交付の決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でない者と認めるとき。

2 前項の規定により市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者は、市長が定める期限までにこれを返還しなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助金交付決定者に対して、必要に応じて対象設備に関するデータの提供又は地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則 (令和5年4月20日制定)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。